

經營業務管理責任者

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『経營業務管理責任者要件』（建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等であること）がある。

- ① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者^(注1)
- ② 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者
 - －経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験^(注2)
 - －6年以上経營業務を補佐^(注3)した経験
- ③ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者
 - －経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - －経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験^(注2)

- 業務を執行する社員（持分会社の業務を執行する社員）
- 取締役
- 執行役
- 上記に準ずる者（組合等の理事等）

[趣旨] 事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めるとを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図る目的

(注1) 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいう。

(注2) 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

(注3) 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験をいう。